

3-1 砂防指定地内行為許可申請書作成要領

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則（平成15年規則第17号。以下「規則」という。）第2条に基づく規則別記第1号様式、規則第3条に基づく規則別記第2号様式及び規則第4条に基づく規則別記第3号様式の作成は、下記によるものとする。

第1 申請者に関する事項

1 申請適格者

- ・行為能力を有する自然人又は法人
- ・岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（以下「条例」という。）第12条に定めるところにより、許可を受けた者から相続・合併等により地位を承継した者、工作物・土地・竹木を譲り受けた者
- ・条例第15条に定めるところにより、砂防設備の使用、土石もしくは砂れきの採取、鉦物の採掘の許可に基づく地位を譲り受けた者

2 記載方法

- ・申請者が自然人の場合は、住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。
- ・申請者が法人の場合は、住所、法人名及び代表者名を記載すること。併せて、担当部署名、担当者名及び連絡先電話番号を記載すること。

第2 新規申請（規則第2条別記第1号様式）

1 書類作成区分

原則として、条例第3条第1項第1号から第6号までのうち2以上に該当する行為であっても、当該行為が一体的なものとみなされる場合は、1件の申請書として作成すること。

2 記載事項

(1) 行為を行う河川溪流名

- ・砂防指定地の名称及び溪流名を記載すること。

(2) 行為を行う場所及びその面積

- ・原則として砂防指定地内の行為地全ての地番を記載すること。
- ・多数の地番にまたがる場合は、『字〇〇番地外〇筆。別添「行為を行う場所地番一覧」のとおり』と記載し、地番一覧を作成すること。
- ・面積は、行為地の実測面積（単位：m²）で記載すること。
- ・添付平面図に当該面積部分を表示すること。
- ・行為地の一部が砂防指定地である場合、砂防指定地内の行為面積を記載のうえ、横に括弧書きで全体の行為面積を記載すること。

(3) 行為の目的

- ・行為の目的を具体的に記載すること。
（例）・自己所有地の農地を、農地転用許可を受けて宅地造成し、重量鉄骨2階建の賃貸アパートを建設する。
・国道〇〇号××バイパス新設に伴う、（仮称）△△橋の建設

(4) 行為の期間

- ・行為に要する期間を記載すること。ただし、その期間は、条例第6条に規定された期間のうち該当する期間以内であること。
- ・期間の始期は原則として「申請日から起算して申請に対する処分等の標準処理期間（県の休日を除き35日、ただし国直轄事業箇所の場合は56日）を経過した後の特定の年月日」又は「許可の日の翌日」とすること。
- ・砂防設備を使用する申請に当たっては、原則としてここに記載された年月日から占用料が発生することとなるため特に注意すること。
（例）・許可の日の翌日 から 平成28年8月31日 まで
・平成28年8月1日 から 平成29年3月31日 まで

(5) 行為の内容及び施行方法

- ・条例第3条第1項各号のいずれに該当する行為であるかを判別できるよう、具体的かつ簡潔に記載すること。
（例）・現況林野地約200m²において立木を伐採し、持ち込み土砂約100m³及び現地土

壤を利用し、重機により土地の形状変更を伴う地盤造成を行う。

(6) 行為を行う場所の土地所有者の住所及び氏名(砂防設備を使用しようとする場合を除く。)

- ・行為地全部が申請者所有の土地である場合は「申請者と同じ」と記載し、第2-3(5)「行為に係る土地の登記事項証明書の写し」を添付すること。
- ・土地所有者が多数の場合は「別紙土地所有者一覧表参照」と記載し、一覧表を添付すること。その際、第2-3(5)「行為に係る土地の登記事項証明書の写し」及び第2-3(6)「行為に係る土地に関する所有権その他の権利を有する者の承諾書」を添付すること。

(7) その他参考事項

- ・参考事項があれば適宜記載すること。

3 添付書類

(1) 位置図(縮尺5万分の1以上のもの)

- ・残土を区域外へ搬出する場合は、その処分地及び運搬経路を併記すること。
- ・行為区域を赤色で表示すること。

(2) 平面図(縮尺600分の1以上のもの)

- ・行為地及び周辺地形を等高線で表示すること。
 - ・行為区域を赤色線で囲み表示すること。
- (以上により作成したものを「現況平面図」という。)

(3) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

- ・行為地及び隣接する土地の字名と地番を表示すること。
- ・行為区域を赤色線で囲み表示すること。

(4) 設計書

- ・必要に応じ下記の図書を添付すること。

なお、下記ア及びイにおいて、(ア)～(ウ)及び他の申請で使用する図面については、本申請を他法令による許認可申請と同時にを行う場合、かつ、上記各項目に基づく必要な記載事項及び内容を満たす場合は、他法令による許認可申請で用いる図面と同一のもので可とする。

ア 面的・線の行為(宅地造成、土砂採取等比較的広い範囲での行為)

(ア) 計画平面図

- ・現況平面図上に造成・改変計画を記載し、構造物の配置、縦横断線、測点及び計画地盤高を表示すること。
- ・官民境界は黒色実線、砂防指定地域境界は緑色実線、砂防指定地内における行為の範囲及び写真撮影位置方向は赤色で表示し、横断位置は側点を表示すること。
- ・盛土は薄黄緑色、切土は薄茶色で記載すること。

(イ) 土地利用計画図

- ・各土地を利用目的ごとに着色を区分して表示すること。

(ウ) 縦横断図

- ・現況及び計画地盤線、砂防指定地域境界及びその付近の工作物、法面の傾斜度を表示すること。なお、行為区域に隣接する土地の状況が把握できる程度の範囲について表示すること。
- ・官民境界は黒色実線、砂防指定地域境界は緑色実線で表示すること。

(エ) 溪流別縦横断図

- ・行為地内の溪流について現況線及び計画線を表示すること。

(オ) 土量移動図

- ・移動量、移動方法及び移動方向を表示すること。
- ・盛土は薄黄緑色、切土は薄茶色で表示すること。

(カ) 流域図

- ・現況の主たる溪流、水路及びその流域区分を表示すること。
- ・盛土は薄黄緑色、切土は薄茶色で表示すること。

(キ) 排水計画平面図

- ・排水系統及び排水施設を表示すること。
- ・盛土は薄黄緑色、切土は薄茶色で表示すること。

(ク) 防災計画平面図

- ・工事中の各種土砂流出防止施設、排水施設等の位置及び概要を表示すること。

- ・盛土は薄黄緑色、切土は薄茶色で表示すること。
- (ケ) 各種構造物図
 - ・工事及び計画に伴う各種構造物の形状・寸法等を表示すること。
- (コ) 求積図
 - ・現地の丈量結果をとりまとめて表示すること（単位：m²）。
- (サ) 水理計算書（沈砂地、調整池の容量計算書を含む）
 - ・排水計画に伴う流出量（単位：m³/s）の算定根拠及び各排水路の断面決定の根拠を記載すること。
- (シ) 重要構造物安定計算書
 - ・高盛土及び堰堤等重要構造物についての安全性の根拠を記載すること。
- (ス) 土量計算書
 - ・切土、盛土量及び残土量を表示すること。（単位：m³）
- (セ) 工事仕様書
 - ・工事施工の細部について施工内容及び方法等を表示すること。
- (ソ) 工事工程表
 - ・防災上の観点を中心とした各作業工程を施工順に表示すること。
 - ・許可の日から1ヶ月単位で作成すること。
- イ 線的・点的行為（河川に係る行為等比較的狭い範囲での行為）
 - (ア) 計画平面図
 - ・行為区域を赤色線で囲み表示すること。
 - ・流路工、堤防、橋梁等各種構造物、計画線から相当程度にわたる周囲の地形を表示すること。
 - ・官民境界は黒色実線、砂防指定地域境界は緑色実線、砂防指定地内における行為の範囲及び写真撮影位置方向は赤色で表示し、横断位置は側点を表示すること。
 - ・盛土は薄黄緑色、切土は薄茶色で記載すること。
 - (イ) 河川縦断図
 - ・測点、点間距離、距離、現地盤高、計画河床高、堤防高、計画勾配及び下流の状況を表示すること。
 - (ウ) 河川横断図
 - ・現地盤線、計画断面、構造、砂防指定地域境界から左右岸5m程度の範囲の状況を表示すること。
 - ・官民境界は黒色実線、砂防指定地域境界は緑色実線で表示すること。
 - (エ) 流域図
 - ア（カ）に同じ。
 - (オ) 各種構造物図
 - (カ) 求積図
 - (キ) 水理計算書
 - (ク) 重要構造物安定計算書
 - (ケ) 土量計算書
 - (コ) 工事仕様書
 - (サ) 工事工程表
- (5) 行為に係る土地の登記事項証明書の写し
- (6) 行為に係る土地に関する所有権その他の権利を有する者の承諾書
 - ・申請者と土地所有者とが同一である場合を除き、行為申請地に直接権利を有する者の承諾書を添付すること。
- (7) その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 他法令に係る許可申請書等の写し
 - (イ) 全景写真、公共施設等の接続（予定）箇所・流水排水路の接続（予定）箇所の現況写真

第3 更新申請（規則第3条別記第2号様式）

1 記載事項

(1) 行為の許可（同意）に係る河川溪流名

- ・許可（同意）に係る砂防指定地の名称及び溪流名を記載すること。

(2) 許可を受けた（同意を得た）場所及びその面積

- ・直近の許可（同意）を受けた場所及び面積（単位：m²）を記載すること。
- (3) 許可（同意）年月日及び指令番号
 - ・変更・更新許可（同意）年月日及び変更・更新指令番号を含む。
- (4) 行為の目的
 - ・第2 2（3）に同じ。
- (5) 従前の許可（同意）の期間
 - ・直近の許可期間を記入すること。
- (6) 許可（同意）を更新しようとする期間
 - ・行為に要する期間を記載すること。ただし、その期間は、条例第6条に規定された期間のうち該当する期間以内であること。
- (7) 許可（同意）を更新する理由
 - ・更新する理由を具体的に記載すること。
- (8) 行為を行う場所の土地所有者の住所及び氏名（砂防設備を使用しようとする場合を除く。）
 - ・第2 2（6）に同じ。ただし、土地所有者の住所及び氏名の確認書類は、変更がある土地を除き、登記事項要約書を用いることも可とする。

2 添付書類

- (1) 位置図（縮尺5万分の1以上のもの）
 - ・第2 3（1）に同じ。
- (2) 行為の進捗状況を明示したもの
 - ア 計画平面図（第2 3（4）ア（ア）又はイ（ア））に進捗状況を明示したもの
 - ・計画平面図上に現況線、計画線を表示すること。
 - ただし、本更新申請の行為内容が既に許可されている事業区域内である場合は、他法令の申請時に用いた全体の計画平面図を用いて作成することも可とする（新たに測量したものでなくてもよい）。
 - イ 防災計画平面図（第2 3（4）ア（ク））に進捗状況を明示したもの
 - ・防災計画平面図上に現況線、計画線を表示すること。
 - ただし、本更新申請の行為内容が既に許可されている沈砂調整池の位置、容量等の内容に変更がない場合は、他法令の申請時に用いた全体の計画平面図を用いて作成することも可とする。（新たに測量したものでなくてもよい）。
 - ウ 縦横断平面に進捗状況を明示したもの
 - ・縦横断図（第2 3（4）ア（ウ））又は河川横断図（第2 3（4）イ（ウ））に現況線、計画線を表示すること。
 - ただし、（ア）及び（イ）のただし書きに該当する場合の縦横断の各測点については、事業区域内で地形改変を行う一連の箇所ごとに最も地形が改変される位置で設定することができる。また、測量は、簡易な方法（ポール横断等）で行うことも可とする。
- (3) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - ・第2 3（3）に同じ。
- (4) 許可書（同意書）の写し（有効期限が到来していないもの）
- (5) 現況の写真（行為の進捗状況がわかるもの）
- (6) 行為に係る土地に関する所有権その他の権利を有する者の承諾書（許可（同意）期間を延長し、又は引き続き行為をすることについての承諾書）
 - ・第2 3（6）に同じ。

第4 変更申請（規則第4条別記第3号様式）

1 記載事項

- (1) 行為の許可（同意）に係る河川溪流名
 - ・変更許可（同意）に係る砂防指定地の名称・溪流名を記載すること。
 - ・河川溪流に変更等がある場合は変更箇所につき二段書き（変更後を赤字で記載し、その上に変更前を黒字で記載）すること。
- (2) 許可を受けた（同意を得た）場所及びその面積
 - ・第3 1（2）に同じ。
 - ・面積に変更がある場合は二段書き（変更後の面積を赤字で記載し、その上に変更前の面積を黒字で記載）すること。

(3) 許可（同意）年月日及び指令番号

・第3 1 (3)に同じ。

(4) 許可を受けた（同意を得た）行為の内容及び施行方法

・許可（同意）を受けた際の行為の内容及び施行方法を記載すること。

(5) 変更する行為の内容及び施行方法

・変更内容等を具体的かつ簡潔に記載すること。

(6) 変更の理由

・変更理由を具体的に記載すること。

(7) 着手及び終了予定年月日

・変更許可（同意）に係る工事着手日及び終了予定年月日を記載すること。変更がある場合は二段書き（変更後の年月日を赤字で記載し、その上に変更前の年月日を黒字で記載）すること。

2 添付書類

(1) 位置図（縮尺5万分の1以上のもの）

・第2 3 (1)に同じ。なお、変更に係る部分は着色するなど変更前と区分して表示すること。

(2) 平面図（縮尺600分の1以上のもの）

・第2 3 (2)に同じ。なお、変更に係る部分は着色するなど変更前と区分して表示すること。

(3) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

・第2 3 (3)に同じ。なお、変更に係る部分は着色するなど変更前と区分して表示すること。

(4) 設計書

・第2 3 (4)に同じ。なお、変更に係る部分は着色するなど変更前と区分して表示すること。ただし、内容によっては別図とすることも可とする。

(5) 行為に係る土地の登記事項証明書の写し

・前回の許可の範囲以外の土地については登記事項証明書を、範囲以内の土地については登記事項要約書を用いることとする。

(6) 行為に係る土地に関する所有権その他の権利を有する者の承諾書

・第2 3 (6)に同じ。なお面積の拡大、所有権移転等により権利を有する者に変更がある場合はその者の承諾書を添付すること。

また、許可の期間に変更がある場合は承諾書の期間も変更すること。

(7) その他知事が必要と認める書類

・第2 3 (7)に同じ。なお、変更にかかる箇所等は着色するなど変更前と区分して表示すること。

第5 提出先及び提出部数

1 提出先

行為地を所管する土木事務所（施設管理課）又は行為地のある市町村

2 提出部数

正副各一通とする。ただし、他の官公署との協議を要するものについては、その手続に要する部数を加えた部数とする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。